

電話再診における特例措置の終了のお知らせ

当院では令和 2 年 3 月より新型コロナウイルス感染症に関わる診療報酬上の臨時的な取り扱い、特例措置においての時限的に電話再診を行っていましたが、厚生労働省よりこの特例措置は令和 5 年 7 月 31 日をもって終了すると通達がありました。

それに伴い電話再診は令和 5 年 7 月 31 日をもって終了とさせていただきます。